

埴都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
〔埴都市計画区域マスタープラン〕



J R 磐城埴駅

福 島 県

目 次

1. 基本的事項	1
1) 対象区域	1
2) 目標年次	1
2. 都市計画の目標	2
1) 都市の現状と課題	2
2) 都市づくりの理念	4
3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ	6
4) 保全すべき環境や風土の特性	6
3. 区域区分決定の有無	8
1) 区域区分の有無とその理由	8
4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針	9
1) 主要用途の配置方針	9
2) 土地利用の方針	10
5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針	12
1) 交通施設	12
2) 下水道および河川	13
6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針	14
1) 主要な市街地開発事業の決定の方針	14
7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針	15
1) 基本方針	15
2) 主要な公園緑地の配置方針	16
3) 実現のための具体の都市計画制度方針	17
4) 主要な公園緑地の確保目標	17

1. 基本的事項

1) 対象区域

本区域は、東白川郡埴町の行政区域の一部、480haである。

区分	市町村	範囲	規模
埴都市計画区域	東白川郡埴町	行政区域の一部	約480ha
合計	1町		約480ha

2) 目標年次

都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針として策定することから、平成12年度を基準とし、概ね20年後の平成32年を目標年次とする。

ただし、都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ、柔軟性が保たれるべき以下に掲げる事項については、10年後の平成22年を目標年次と定める。

なお、当計画は社会経済状況の変化等に対して柔軟性を確保するため、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

- ・都市的土地利用の規模
- ・都市施設や市街地開発事業の整備目標
- ・主要な緑地の確保目標

2. 都市計画の目標

1) 都市の現状と課題

広域的な視点からみた現状と課題

江戸時代の末期まで幕府直轄領であったこの地は、杉の植林事業が進められたことから、明治時代に入り、福島県の吉野と呼ばれるほど木材の供給地として重要視された。この木材産業は、現在でも重要な産業となっており、本区域の特性である。また、代官町、材木町という地名にもその名残があり、代官町には「埴代官所跡」が残っている。

現在は、比較的病床数の大きい病院が存在することから、東白川郡の医療サービス機能の中心でもあり、また、平成 10 年に開催された「全国漫画サミット」を縁とした交流が全国に広がっているほか、青少年を全国から募り「自然と遊び、自然から学ぶ」をテーマとした野外活動が毎年開催されていることから、広域交流のためのネットワーク形成に資する施設の整備及び既存施設の利活用により、賑わいのある東白川郡を支える交流拠点の形成を図る必要がある。

公共交通機関は、JR水郡線が経済県都といわれる郡山市及び茨城県水戸市まで運行されているが、利便性は良くない。

一方、埴町の人口は減少傾向にあり、将来人口の推計では、さらなる減少と高齢化が予想されている。

土地利用に関する現状と課題

都市計画区域全体の土地利用は、田・畑・山林が全体の約 60%を占めており、自然環境との共存関係を構築することは重要である。特に景観上及び都市環境上有用となる市街地近郊の農地等は、適切に保全することにより、都市と農村との調和を図る必要がある。

また、本区域の全域が用途地域の指定のない白地地域であることから、居住環境や生産活動環境の保全のための適切な土地利用施策が必要である。

JR磐城埴駅周辺は比較的高密度な土地利用をなす本区域の中心地であり、木をコンセプトにした駅舎は、図書館や物産館を併設した交流拠点となっているなど、まちづくりにおいては木の文化という特性を活かす必要がある。

都市施設に関する現状と課題

道路網は、南北に一般国道 118 号、(一)矢祭山八槻線が、東西に(主)埴大津港線が通っているが、道路交通への依存が高いことから、幹線道路の整備が必要である。特に、広域高速交通網へのアクセス性を高めることは、東白川郡全体の活性化の面からも重要である。

また、人口の減少が顕著であることから、居住環境のさらなる向上と既存施設を利活用した交流人口の増加対策が必要であり、特に、森をイメージしてつくられた一級河川久慈川の河畔にある県南地域生活圏唯一の道の駅である「道の駅はなわ(天領の郷)」は、山村と都市住民との相互交流拠点として積極的に活用していく必要がある。

一方、高齢化の進展に対応するため、既成市街地にあっては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、誰にでも使いやすい都市施設の整備が必要であり、少子化対策も含め、公園等の子育て支援や社会福祉に資する都市基盤の整備に努める必要がある。

また、下水道の普及率は県内平均と比べても低く、特に源流域にある都市として河川の水質向上の観点も含め、その整備に努める必要がある。

浸水や土砂災害等の発生する危険性の高い地域では、西白河郡での平成 10 年の豪雨災害を教訓に、安全で安心な暮らしを実現するため、引き続き、計画的な河川・砂防事業等の推進に努める必要がある。

市街地開発事業に関する現状と課題

過去に実施された市街地開発事業はないが、都市環境の抜本的な改善のために必要であれば、今後の経済社会動向を見据えながら、市街地開発事業の実施の必要性について検討を行う。

自然環境の整備又は保全に関する現状と課題

本区域は、八溝山に源をもち、県境を越え、茨城県で太平洋へ注ぐ一級河川久慈川水系（流域面積1,490 km²）の「源流域」に位置しており、八溝山地、阿武隈高地に続く山々に包み込まれた自然豊かな空間を有している。

また、本区域の一部には奥久慈県立自然公園が指定されているほか、向ヶ丘公園のシダレザクラ、風呂山公園のツツジ、一級河川久慈川の桜堤など、保全すべき良好な自然や風景が多く存在するとともに、鮎釣りの名所でもある久慈川の「源流域」にある都市として、良好な水質と河川環境の保全に努める必要がある。

土地利用の大部分は山林や田園などの自然的土地利用であり、農村集落地での無秩序な宅地化を防止するなど、自然環境の保全に努める必要がある。また、必要に応じて、建築物等の高さ制限などによる良好な風景・景観の維持、形成についての検討を行う。

これら恵まれた自然資源と北関東圏に近接する地理的優位性を活用した交流の促進を図るとともに、この自然の恩恵を子孫へと確実に伝えるため、適切に維持していく必要がある。

2) 都市づくりの理念

基本理念

「木の香りとぬくもりのある久慈川源流の里づくり」

森と共生する都市・あふれる木の香り

久慈川の清らかな流れと美しい森が快適な環境と多様な交流をもたらしている本区域は、自然の恩恵を確実に受け継いできた人々が暮らす地域である。

美しい森から生まれる良質な木材は、住民の糧であり、まちにあふれる木の香りと美しい水がこの地域の一体化を生み出し、快適な生活の根幹をなす。

環境を大切にす都市・ぬくもりのある都市空間

美しい水との調和、多様な交流を育む森と共生していくため、環境負荷の低減を基本とした都市づくりを進め、水と緑と共生できるぬくもりのある都市空間の創出を、住民の主体的な参画のもとに取り組む。

これまで培ってきた木の文化と豊かな自然環境を最大限に活かした都市づくりを進めることで快適な生活環境を生み出し、美しい森の木々に囲まれながら多様な交流を享受できる区域とする。

発展が持続できる都市・子どもと老人にやさしいまち

人々のくらしや活動がより効率的に行え、持続的に発展していくことが可能なよう、環境負荷の少ない、コンパクトな都市形態を維持する。

すべての人が安心して居住できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた都市づくりを進め、良好な道路網などの整備に取り組む。



上空から埴町の市街地を望む

大規模な地形の形質変更に対する考え方

一級河川久慈川沿いの源流域の風景は原風景として、また、山並みや山林は保全すべき自然景観として、これらを損なうような特に大規模な地形の形質変更は抑制を図る。よって、原風景や自然景観への影響を伴わない都市的開発であっても、豊かな自然と美しい水の保全に配慮する。

隣接市町村との空間的結びつきの考え方

本区域は、白河市、西白河郡及び東白川郡からなる県南地域生活圏の一部を構成しており、生活圏内の各市町村はお互いに歴史的、文化的、さらに経済的に深い結びつきがある。

都市づくりに関しては、東白川郡の医療サービス機能の中心として、また、木材産業の拠点としての役割を今後も担っていく。

自然環境の保全に対する価値観

本区域は、広大な流域をもつ一級河川久慈川の源流域に位置するとともに、奥久慈県立自然公園を有するなど、豊かな自然と美しい水は本区域の重要な資産と位置づけ、積極的に維持・保全を図る。

自然環境の保全は、本区域における都市づくりの根幹である。

人口配置の考え方

人口及び都市施設の集積度の高い効率的でコンパクトな都市を維持するため、既成市街地や鉄道駅周辺及び交通結節点へ人口を配置する。なお、人口の配置は都市基盤が整備されていることを前提とする。

市街地の適正規模に関する考え方

用途地域の指定がないことから、本区域のうち農振農用地区域や保安林などを除外した地域を市街地と位置づける。

今後は、よりコンパクトな都市づくりを推進していく方針にもとづき、市街地の適正規模（用途地域の指定も含め）の検討を進める。

農地・農業に関する考え方

農地等は、都市における自然環境の一部であり、都市環境に良好な影響を付与するものである。

さらに、土地利用の均衡ある適正な利用の観点からも、農地等の保全は重要であり、特に用途地域の指定のない本区域においては、農業施策と連携し、農振農用地区域の保全に努めることが重要である。

土地利用整序の考え方

用途地域の指定がないことから、用途の混在が顕著であり、居住環境や生産活動環境の向上のため、詳細調査にもとづく良好な土地利用への誘導や規制強化について検討する必要がある。

都市防災（市民のリスク分担）の考え方

災害時の緊急輸送路や避難路を優先的に整備しつつ、西白河郡における平成10年の水害を教訓に、都市型水害に対する安全性確保に向けた取り組みを進める。

また、安全で安心できる災害に強い都市の形成に向け、IT（情報通信技術）の進展を活用した情報提供ネットワーク構築等との連携について検討する。

都市施設の整備・配置に関して基となる考え方

都市施設については、交流ネットワーク形成に資する施設など、住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ、良好な都市環境を確保するために必要なものを、土地利用や他の計画との整合性、一体性に配慮しつつ配置する。

特に、北関東圏に近接している地理的優位性と恵まれた自然環境を活かしたグリーンツーリズム等による体験型観光人口を、中心市街地に呼び込めるよう、既存施設の利活用と整備改善に努める。

また、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、地域住民の参加・協力のもと時代に対応した都市施設の整備に努める。

なお、経済性、安全性はもちろんのこと、自然環境への負荷を極力低減するとともに、自然景観や歴史的景観にも配慮する。

3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本区域の総合イメージは「森と共生する交流の里」であり、一級河川久慈川の源流域に位置することから、良好な水質の保全が強く求められる区域である。

また、県際に位置し、美しい水や豊かな自然と木の文化を有することから、数多くの既存資源・施設などを活かした交流拠点及び生活拠点の形成に努める区域であると同時に、東白川郡の医療サービス機能及び木材産業の拠点として、良好な自然と共生しながら発展していく区域である。

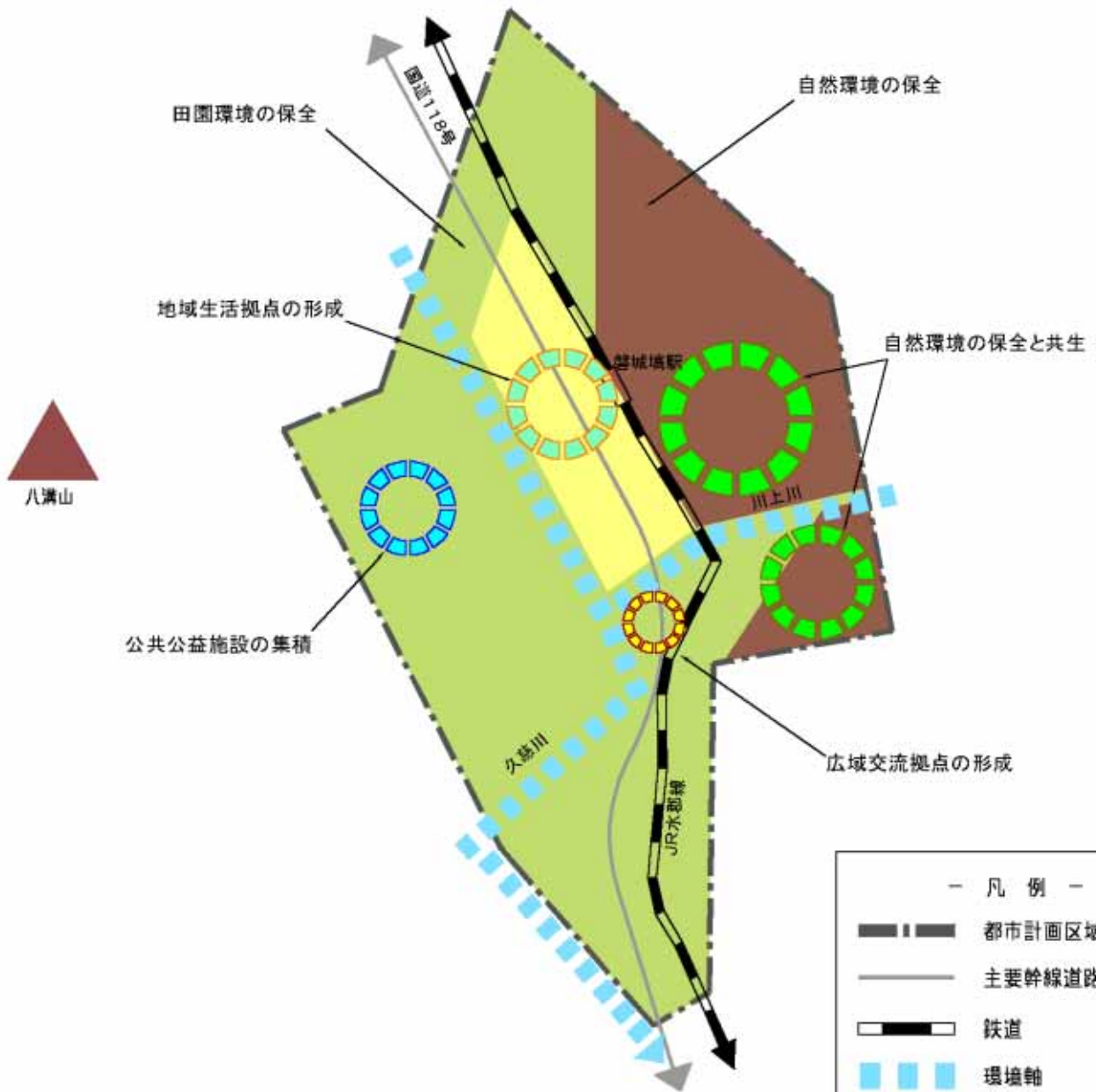
4) 保全すべき環境や風土の特性

本区域及びその周辺には、一級河川久慈川、奥久慈県立自然公園など、美しい水や緑が残されており、これらを住民の共有の資産と位置づけ、適正な保全を行うことを基本とする。

特に、美しい水や豊かな自然と木の文化を大切に、都市活動を展開していく本区域は、町の将来像に“木の香あふれる快適環境都市”を掲げていることなどから、これまで培われ、育まれてきた「木のまち」のイメージを本区域の個性として、後世に引き継ぐことに努める。



久慈川河畔の桜つつみ



田園環境の保全

自然環境の保全

地域生活拠点の形成

自然環境の保全と共生



八溝山

公共公益施設の集積

広域交流拠点の形成

都市構造図(参考)

- 凡例 -	
	都市計画区域
	主要幹線道路
	鉄道
	環境軸
	市街地
	田園居住地
	山地・丘陵
	山(主要なもの)
	地域生活拠点
	生活支援拠点
	自然共生・保全拠点
	交流・観光拠点

3. 区域区分決定の有無

1) 区域区分の有無とその理由

区域区分の有無

本区域では区域区分を定めない。

判断理由

本区域では、近年、建物新築件数は減少傾向にあり、概ね既成市街地及び既存住宅地内での新築が主となっている。(平成12年の新築件数は、過去5年間のピークであった平成9年の約50%)

町の人口は減少傾向にあり、今後、急激かつ無秩序な宅地化の進行は無いものと予想される。(平成7年から平成12年にかけての人口増加率は-3.8%)

本区域に著しい人口や産業の集中を伴うような大規模プロジェクトの予定はない。

近年、農地転用面積はわずかである。(平成12年の農地転用面積は、過去5年間のピークであった平成9年の約40%で、都市計画区域面積の約0.1%)

本区域内の宅地化されていない地域の大部分は、他法における規制(農振農用地区域、県立自然公園等)がなされており、無秩序に市街地が拡大する可能性は低い。

これまで未線引き都市計画区域(用途地域指定なし)として都市づくりを進めてきており、都市計画法に基づく各種制度や土地利用関連法の運用及び用途地域の指定等により、区域区分を導入しなくても、都市づくりの理念に掲げた事項の実現に向けた展開が可能である。

以上の理由により、埴都市計画区域においては、区域区分を定めないこととする。

4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

1) 主要用途の配置方針

中心商業地

J R 磐城埴駅周辺を中心商業地と位置づけ、商業機能の更新と誰もが使いやすく快適な商業空間の形成を図るとともに、都市の魅力の向上に努める。

沿道商業地

(主) 埴大津港線及び(町) 桜木町末広線を沿道商業地と位置づけ、道の駅との連携強化を図り、本区域の活性化に結びつける。

工業地

既成市街地内に存在する工業系施設は、その動向を見極めつつ、必要に応じて工場適地へ移転・集約し、居住環境の向上と生産活動の効率化を図る。

ただし、基本的には住宅地等と混在しない土地利用の形成を基本とするが、地域に密着した地場産業などの工業系施設は、周辺環境に十分配慮しつつ、将来的にも既成市街地内に配置する。

公共公益地区

本区域の埴地区及び台宿地区北部は、公共公益地区と位置づける。

埴地区では、役場、公民館、図書館、保育園、病院、郵便局、金融機関などが集積しており、今後とも本区域の生活拠点として、誰もが使いやすい都市的諸機能の充実を図る。

台宿地区北部は、工業高等学校、小学校、幼稚園、県農業試験場こんにやく試験地などの教育・研究施設や養護老人ホーム、海洋センター等が集積しており、今後とも本区域の教育・福祉拠点にふさわしい誰もが使いやすい公的施設の充実を図る。

住宅地

本区域を構成する上渋井、埴、台宿、上石井の4地区に分散している既存の住宅地については、都市基盤の整備を図り、誰もが暮らしやすい居住環境を有する土地利用を進める。

一方、今後、既成市街地の周辺部などで新たな住宅地の形成を図る場合は、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、住民共有の資産である緑や川と共生できるよう配置する。

2) 土地利用の方針

土地の高度利用に関する方針

J R 磐城埴駅周辺は、比較的高密度な土地利用がなされており、防災性の向上、中心市街地活性化の観点から、土地の集約などにより、良好な市街地空間の形成を図る。

ただし、これまでに培われ、育まれてきた町原風景を損なうような高度利用は行わないものとする。

用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

本区域は用途地域の指定はないが、居住環境向上の観点から、本区域内に散在する工業系施設については、業種並びにその動向を見極めつつ、必要に応じて工場適地へ移転、集約することを基本とする。

居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地内の住宅地については、細街路の整備やオープンスペースの確保などにより、安全で快適な居住環境の形成を図る。

なお、今後の市街化の動向によっては、必要に応じて用途地域並びに特定用途制限地域の指定についても検討を行う。

都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本区域のシンボルである羽黒山及び風呂山については、良好な風致の保全を図るため、風致地区の指定についての検討を行う。

一級河川久慈川等の河川においては、親水性の高い水辺空間の創出を図るとともに、都市公園の適正な整備・配置により、美しく、豊かな自然と共生できる快適な都市環境の形成を図る。

優良な農地との健全な調和に関する方針

主に河川沿いに位置する優良な農地や生産性の高い集団農地については、農業施策との連携のもとに今後も維持・保全を図り、市街化を抑制する。

災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険区域などの災害危険性が高い地区では、「埴町地域防災計画」の推進等により、市街化を抑制する。

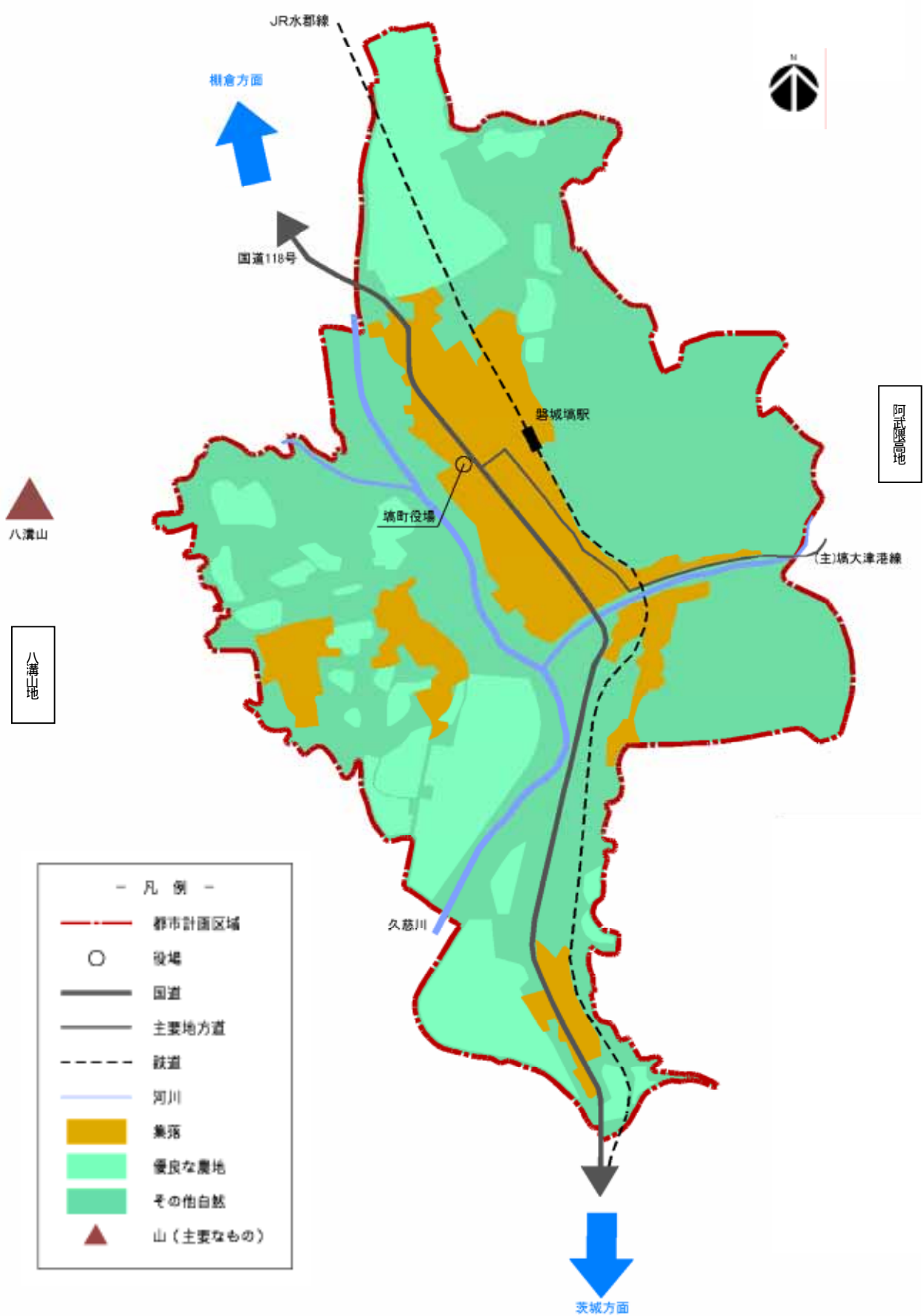
自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

奥久慈県立自然公園等の豊かな自然や一級河川久慈川等の美しい水は、関係法令の適用により、維持・保全を図る。

計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

J R 磐城埴駅前を中心に木の文化と豊かな自然環境を活かしたまちづくりを行い、不必要な都市の拡大を抑制する。また、本区域を構成する上渋井、埴、台宿、上石井の4地区に散在している既存住宅地については、農業施策との連携により、都市基盤の向上を図る。

用途地域が定められていない区域は、主に良好な居住環境を維持・保全していく区域とする。



土地利用方針図(参考)

5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針にもとづくものとする。

なお、施設の整備にあたっては、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた安全で安心して利用できる都市施設を整備する。

1) 交通施設

基本方針

本区域にある医療サービス機関へのアクセス性の向上及び近隣市町村との連携・交流を促進する道路網の整備を図るとともに、広域交流を促進するため、東北縦貫自動車道等の広域高速交通網へのアクセス性を強化する。

JR磐城埴駅周辺については、中心市街地の活性化、(主)埴大津港線や防災公園の整備などと一体的となった、誰にでも使いやすく、都市的魅力の高い空間の形成を図るとともに、道の駅及び湯遊ランドを中心とした観光スポットへの交通利便性の向上を図る。

なお、高齢化の進展等に対応し、すべての道路及び道路附属施設は、誰にでも使いやすく、安全性及び快適性の高いものとする。

主要な施設の配置方針

本区域の骨格となる道路として、南北の交通軸は、一般国道118号、(一)矢祭山八槻線、(町)桜木町末広線を、東西の交通軸は、(主)埴大津港線、(町)埴台宿線を、各々位置づける。

また、これらの骨格となる道路を補完し、交通処理の円滑化、中心商業地や道の駅、既存住宅地とのネットワークの形成に資する新たな道路の配置を検討する。



道の駅「はなわ」

2) 下水道および河川

基本方針

ア. 下水道

一級河川久慈川の源流域として、水質の保全と良好な生活環境の形成に資するため、「埴町特定環境保全公共下水道計画」等にもとづき、公共下水道の普及率の向上を進める。

イ. 河川

a. 治水

頻繁な浸水及び湛水被害を起こす安全度が低い河川及びその近傍に対し、総合的な治水対策を行う一方、土砂災害が発生する恐れのある地域を明らかにし、警戒避難態勢の整備を図るなど、国・県・町等が連携を図りながら、諸施策を進めていく。

b. 利水

河川の適正な利用の側面から、水環境への配慮、節水、水質保全を進めていく。

c. 環境

健全な水循環を損なわない範囲で、地域の人々に親しまれる河川の整備により都市環境の改善に努めるとともに、流域内の交流・連携を促進し、総合的な学習の場としての利用に資する整備を進める。

主要な施設の配置方針

ア. 下水道

a. 管渠

埴地区、上石井地区に管渠を配置する。

b. 排水区域

現在の排水区域を基本に、公共下水道の導入が適切であると判断される既存住宅地について、順次計画的に編入する。

c. 処理場

埴浄化センターについては、今後の処理量等の動向を見極めつつ、必要に応じて、処理能力の向上や施設拡張を検討する。なお、施設拡張にあたっては、周辺環境との調和に十分に配慮する。

イ. 河川

水防機能、環境保全機能など、都市に有益となる多様な効果が発揮できる主要な河川として、一級河川久慈川を位置づける。

主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

ア. 下水道

種別		名称
流域下水道		
公共下水道	流域関連	
	単独	埴町特定環境保全公共下水道

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

6．市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域における市街地開発事業は、市街地の空き地を有効活用した住宅供給の促進や、狭隘な道路の解消等による安全性の向上に寄与する事業を促進する。

7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針にもとづくものとする。

1) 基本方針

公園緑地整備の方針

公園緑地の整備にあたっては、本区域内に存在する豊かな森や美しい河川を有効に活用することを基本とする。

特に、「緑の基本計画」において緑化重点地区に位置づけられている埴・上渋井地区は、一級河川久慈川を基幹緑地軸とし、羽黒山、風呂山公園、JR磐城埴駅、役場等、多彩な緑空間のネットワークの形成を図るとともに、JR磐城埴駅周辺については防災公園の整備を検討する。

既成市街地においては、地域の実情に応じた都市公園及び緑地等の再整備を行い、災害時の避難場所となるオープンスペースの確保に努める。

また、交流人口の増加を図るため、豊かな自然環境を活かしたグリーンツーリズム等による体験型観光を促進できるよう、既存施設の利活用を図る。

自然環境保全の方針

本区域の代表的な自然資源である羽黒山や風呂山公園は積極的に保全するとともに、骨格的な河川である一級河川の久慈川及び川上川は、河畔の植生、水生生物、水辺の鳥類などの生態系への配慮を行う。

河川流域に位置する農地等は、地域の個性を反映した農村風景として重要であり、集団的なまとまりのある農振農用地区域を中心に、その保全に努め、他の利用目的への転換を抑制する。

埴地区東部に位置する山林については、木材生産等の経済的機能のほか、水資源涵養等の多面的機能を確保していくため、林業施策と併せ、山林の保全に努め、他の利用目的への転換を抑制する。

景観形成の方針

ア. 市街地景観

既成市街地では、必要に応じて建築物等の高さ制限などを行うとともに、中心市街地の整備改善に併せ、木の香あふれるまちをイメージできる市街地景観の形成を進める。

住宅地では、市街地景観並びに居住環境などの向上を図るため、地区計画等の導入の検討も含め、公園緑地の適正な配置を行う。

特に、景観形成上、重要な骨格となる一級河川久慈川と風呂山公園については、その維持・保全を図り、誰にでも親しみやすく、訪れやすい空間の形成を進める。

イ. 農山村景観

一級河川久慈川沿いなどに位置する農村集落地は、本区域の歴史の中で培われてきた郷土の景観を有していることから、その保全により、景観を維持する。

2) 主要な公園緑地の配置方針

環境保全系統の配置方針

羽黒山周辺の山林は、人々にうるおいや安らぎを与え、動植物の生息空間を創出するなどの機能をもつため、極力開発を抑え、緑の豊富な質の高い緑地空間として位置づける。また、一級河川である久慈川及び川上川の河川緑地においても、動植物の生態系が維持されるべき空間として位置づける。

本区域の緑の主要素である奥久慈県立自然公園やその周辺の山林・丘陵地をはじめ、河川流域に位置する農地等は、周辺環境を保全するものとして位置づける。

これらの緑空間を有機的に結ぶため、南北軸を形成する一般国道 118 号と東西軸を形成する(町)埴台宿線、(町)台宿南原線を、歩行者動線による連続性を持たせた「緑の基軸」として配置する。

レクリエーション系統の配置方針

一級河川である久慈川及び川上川の河川緑地は、親水性の向上に努め、水辺空間の活用が図られる場所として位置づけるとともに、羽黒公園や風呂山公園は身近な森林公園として施設の維持・更新等を進める。

都市公園は、誘致圏、都市防災機能及び生活環境保全機能等を考慮しながら配置する一方、既設の栄町児童公園や向ヶ岡公園の機能充実や緑化を進める。

また、(一)矢祭棚倉自転車道線をはじめとする河川堤防や都市計画道路等の歩道を介し、身近な公園や緑を有機的に結ぶネットワークの形成に努める。

防災系統の配置方針

災害時の避難場所については、住民生活の安全・安心の確保の観点から、誰もが安心して利用できるよう、避難路の確保を含め、一定規模を持った公園緑地を効果的に配置するため、特に、JR磐城埴駅周辺において防災公園整備の検討を進める。

既成市街地を包み込む山林は、水源涵養機能や土砂災害防止の効果があるため、今後も奥久慈県立自然公園などの指定を通じて、維持・保全するとともに、河川流域に広がる水田についても、雨水の保水及び地球温暖化防止機能の確保のため、維持・保全を図る。

景観構成系統の配置方針

本区域を南北に縦断する一級河川久慈川は、景観を構成する主要な骨格であり、周辺の山林や農地等のほか、道路の植樹帯や公共施設における緑地など、多彩な緑を維持・配置し、景観の形成に努める。

また、久慈川そのものも市街地を包み込む山林や丘陵地からの優れた景観となっているため、本区域を代表するランドマークである風呂山公園とともに維持・保全を図る。

3) 実現のための具体の都市計画制度方針

都市公園の整備

都市公園については、下表に示す内容を基本とし、地域の実情に応じた整備を行うものとする。

緑地名	整備、保全方策
街区公園	住居系市街地において、街区に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。 (従来の目安は概ね500m四方に1か所程度配置)
近隣公園	住居系市街地において、近隣に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。 (従来の目安は概ね1km四方に1か所程度配置)
地区公園	住居系市街地において、徒歩圏内に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。 (従来の目安は概ね2km四方に1か所程度配置)

風致地区

風呂山及び羽黒山については、現在の風致の維持を図るため、必要に応じて、風致地区の指定の検討を行う。

4) 主要な公園緑地の確保目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

市町村名	種類	名称
埴町	街区公園他	埴・上渋井地区(緑化重点地区)

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。



風呂山公園から埴町の市街地を望む